

平成26年6月2日

浜田市議会議長 原 田 義 則 様

請求議員

氏名 牛 尾 博 美 ㊟

氏名 道 下 文 男 ㊟

審 査 請 求 書

浜田市議会議員政治倫理条例第5条の規定により、下記のとおり審査を請求します。

記

1 審査対象議員の氏名

森 谷 公 昭 議 員

2 審査請求の理由

審査対象議員においては、次の事例にみられる言動が、浜田市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号の規定に違反する疑いがあると思料されるため。

(事例1) フェイスブックにおける写真の掲載

平成25年10月20日、浜田市の新市長及び新市議が誕生したが、12月定例会が終わった12月18日に新市議会議員と新執行部の顔合わせを兼ねた懇親会が行われた。当該議員は、会場での数場面を後日フェイスブックに掲載したが、掲載された中には、写された本人は出して欲しくないと思われるものもあり、懇親会があくまでもプライベートの会であることを考慮すると、その掲載は問題であること。

また、議員活動で重要な行政視察(平成26年4月14日から16日まで・議会広報聴取委員会)について、フェイスブックに写真を掲載している。視察の様子を載せて市民に発信することは問題ないと思われるが、視察後のプライベートの夕食時等の写真を、さも観光旅行的イメージを与えさせるように掲載し、その後段の説明の中において費用面を強調して、行政視察のあり方について市民に誤解を招きかねない表現を行っており、これらの行為が議員の品位を損ねていること。

(事例2) 議会で申し合わせた事項の違反

事例1の視察に関し、その後の全員協議会（平成26年4月25日）において、一緒に視察に行った議員から「フェイスブックに誤解を招きかねない写真の掲載を拒否したい」旨の申し入れがあったが、その内容をレコーダーで録音し、フェイスブック内でYouTubeにその録音の音声を載せている。このことは、3月定例会からレコーダーの持ち込みを可とした時に「論点確認及び勉強の目的で議論を聞き返すために必要な場合の持ち込みは可とする。」とした申し合わせに違反し、議員の品位を損ねていること。

(事例3) 市長からの申し入れ

平成26年4月30日、市長から当該議員に対し、当該議員の行き過ぎた議員活動により市職員の職務遂行への支障があるとして、8項目に及ぶ自粛の要請文が提出された。また、5月1日には議会に対しても、職員が全力で職務遂行が全うできるよう、当該議員に対し強くこれらの行為をやめてもらうよう働きかけをお願いする文書が提出された。市長名での正式な文書として出されたということは、当該議員の行動により精神的な苦痛を感じた職員が存在するという一方で、いじめやセクハラと同様に「やられたほうが嫌だと感じたらやった方が悪い」ということから考えると、1人の議員の行動が議員全体の名誉を損なうことになっていること。

(事例4) 議会報告会での市民の反響

平成26年5月12日から5日間にわたり、市内10ヶ所で議会報告会を開催したが、何か所かの会場で、市長から議員への要請について新聞記事になったことが市民の皆さんの質問や意見として出された。そこでは、「市長は文書を出すべきではなかった」という意見もあったものの、多くは「議会は何をしているのか」「今後どう対応するのか」といった意見であり、総体的には「(事例3)」同様、1人の議員の行動が議員全体の名誉を損なうことになっていること。